

畜産農家のみなさまへ

一定頭数以上を飼養する畜産農家のみなさんは
「家畜排せつ物法」の基準に従い
家畜ふん尿を管理しなければなりません

○ 一定頭数以上を飼養する畜産農家とは

牛 10頭以上 豚 100頭以上 鶏 2,000羽以上 馬 10頭以上
を飼養する農家が該当します。

ただし、牛及び馬では6か月齢未満（乳用種育成経営については、飼養されている育成牛の実頭数に1/3を乗じて得た数が飼養頭数となります。）豚では3か月齢未満、鶏では2日齢未満のものは頭数のカウント対象から除外されます。

○ 法律の基準とは

家畜排せつ物は施設において管理しなければなりません。

また、排汁などを地下浸透・流出させないよう、次のような施設の構造に関する基準が設けられていますが、シートを利用した簡易な施設でも、法律の基準を満たすことが可能です。

ふんの処理・保管施設 = 不浸透性資材の床+適当な覆い+側壁
尿やスラリーの処理・保管施設 = 不浸透性資材の貯留槽

○ 家畜排せつ物の不適正な管理とは

ふんの野積み、尿やスラリーの素掘貯留のほか、施設がある場合であっても、施設や管理の不備により、家畜排せつ物や排汁の地下浸透・周囲への流出がある場合は不適正な管理に該当します。大雨や融雪時などの管理には特に注意が必要です。

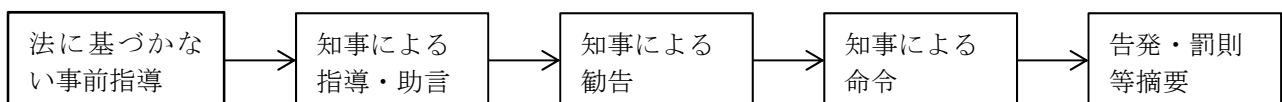
○ 改善に向けた指導方法や法律に基づく罰則などの規定とは

家畜排せつ物の不適正な管理を解消するため、まず、道や市町村などに設置する「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」が『法に基づかない』事前指導を行い、改善策や達成期限などを提示します。

事前指導によって改善が図られない場合には、法律に基づき知事が指導・助言を行います。

更に必要があれば、知事が勧告、命令を行います。

なお、この命令に従わない場合には最高で50万円以下の罰金に処せられます。

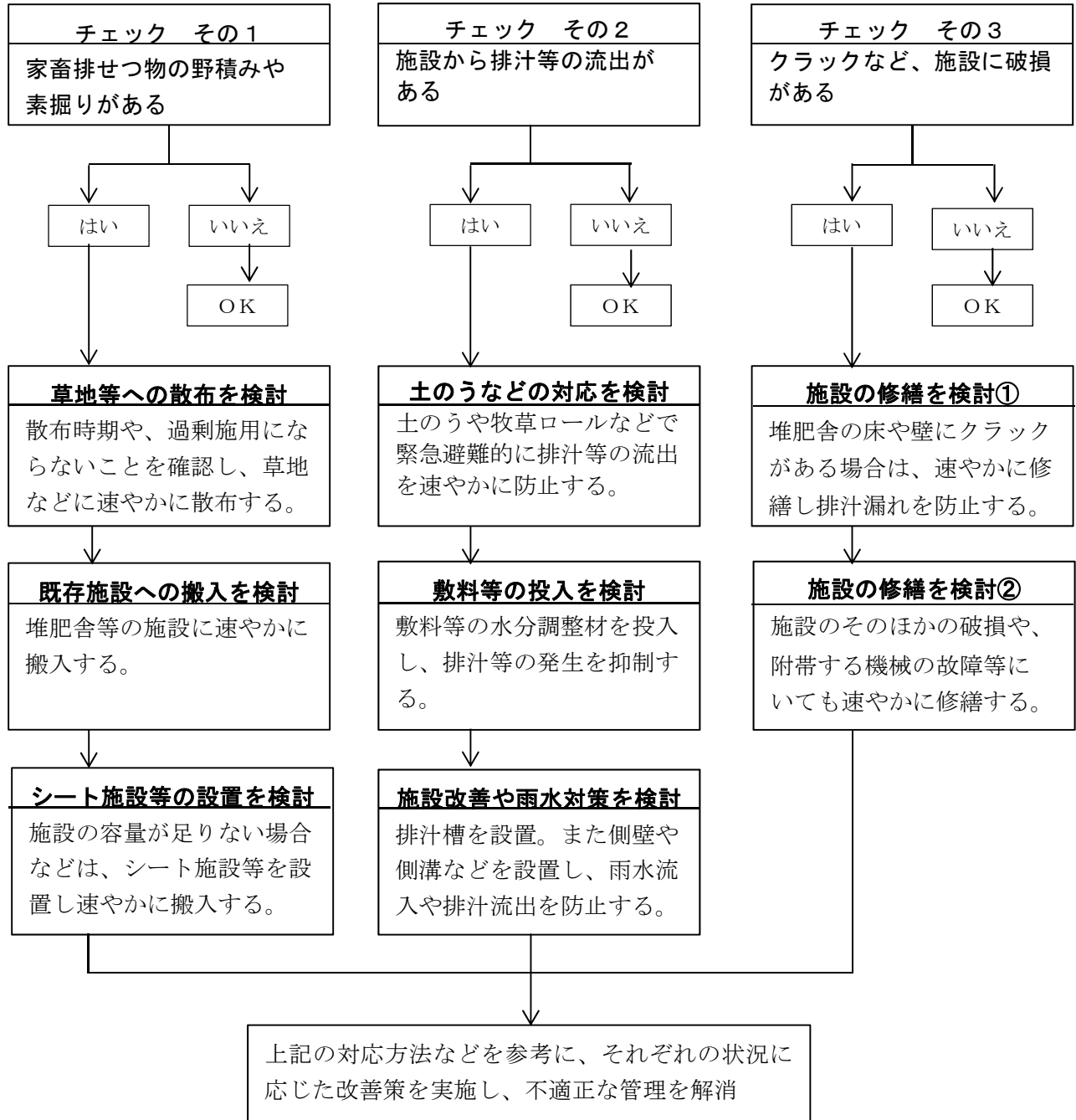


「家畜排せつ物法」の正式な名称：「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」

基準に従った適正な管理を行いましょ

家畜排せつ物の野積みや地下浸透・周囲への流出などがある場合には、日常の管理などを改善し不適正な状況を速やかに解消しましょ

定期的に次の項目をチェックして、該当する場合は速やかに改善を図ります。



ご不明な点やご相談などがある場合は、役場農林水産課畜産係（電話：6-2115）までお問い合わせください。